

# パートナーシップ宣誓制度とは

4月1日に「町田市性の多様性の尊重に関する条例」が施行され、この条例に基づき「町田市パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。LGBTQ+など性的マイノリティの方の困り事や生きづらさの軽減、差別や偏見の解消に加え、性の多様性やSOGIE（ソジー）に関する理解の促進につなげていきます。

詳細は市HPをご覧ください。



問男女平等推進センター ☎723・2908

## 用語の解説

- L (レズビアン)**  
女性同性愛者
- G (ゲイ)**  
男性同性愛者
- B (バイセクシャル)**  
両性愛者
- T (トランスジェンダー)**  
体の性と心の性が一致しない人

## Q (クエスチョニング・フィア)

自分自身の「性の在り方」を決めたくない人、迷っている人、分からない人など

## + (プラス)

LGBTQ以外のさまざまな性の在り方

## SOGIE (ソジー)

誰もが持つ「性」の在り方を総称する概念です。

性的指向(好きになる相手の性別)、性自認(自分が認識する性)、性表現(服装、しぐさ、言葉遣い等で表される性)

## どのような制度？

同性の二人の自由意思により、お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを約束した関係であると宣誓したことを、市が証明するものです。

具体的には、パートナーシップ宣誓をしようとするカップルが、市の窓口で宣誓書及び必要書類等を提出し、市はこの宣誓に対してパートナーシップ宣誓証明書を発行します。



## どのような人が宣誓できる？

以下のすべてを満たす二人

- 互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的かつ相互に協力することを約束した二人で、戸籍上の性別が同一であること
- 双方が民法上の成年(満18歳以上)であること
- 少なくともいずれか一方が町田市内に住所があること、または少なくともいずれか一方が宣誓の日から3か月以内に町田市内への転入を予定していること
- 双方に配偶者(事実婚を含む)がいないこと、かつ双方以外の者とパートナーシップ関係にないこと
- 婚姻できない近親者でないこと など



## どのようなサービスが受けられる？

宣誓証明書は、市営住宅(家族世帯)の申し込み等で活用できます。今後は、公共サービスだけでなく民間サービスも含め活用の幅を広げていけるよう取り組んでいきます。なお、町田市のパートナーシップ宣誓証明書をお持ちの方は、都の制度との相互活用が可能です。

## 当事者や支援者の声

- まずは、制度が開始されることについて<sup>あんど</sup>安堵している。自治体が制度を始めることは、差別禁止や理解促進の姿勢を示すことにつながる。
- プライベートの話がしづらく、日常会話を避けようとしがちで、人間関係の構築がしにくくて、生きづらい。
- 新しく人と出会うたびに自分の性の在り方を説明しないと「本当の自分」を認めてもらえず、とても苦しい。
- パートナーが家族として対応(事故や病気の時、災害時や避難時、福利厚生適用等)されるか不安である。
- 性別で人を捉えず、一人の人間として「その人らしさ」を大切にできる社会になれば、生きやすくなるのではないかと思います。

## 性の多様性を理解し、一人ひとりを尊重するためにできることは？

- 性の在り方が多様であることを学ぶ
- 自分の身近にも性的マイノリティの方がいると考え行動する
- 見た目や声で性の在り方を決めつけない
- 性別を限定する表現を避ける など

今後、市では理解を深めるための催し等を実施する予定です。詳細は決まり次第、市HP等でお知らせします。

## 相談先



### 町田市性自認及び性的指向に関する相談

☎721・1162

自分の性自認・性的指向のこと、人間関係、職場や学校のこと、どんなことでもお気軽にご相談ください(秘密厳守)。

**対象** 市内在住、在勤、在学の方

**受付日時** 毎月第2水曜日、午後3時～8時(祝休日を除く)

### よりそいホットライン(24時間受付)

☎0120・279・338

### Tokyo LGBT相談 専門電話相談

☎050・3647・1448

**受付日時** 火・金曜日、午後6時～10時(祝休日・年末年始を除く)